

E i w a N e w s

18 年度税制改正（留保金課税他）

平成 18 年 5 月
(No. 010)

平成 18 年度税制改正には、前号、前々号でご紹介いたしました、「特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限」、「交際費の 5,000 円基準」など、実務上影響の大きな改正がございます。

このほかに留意すべき、「同族会社の留保金課税」についての改正、その他の改正をご紹介します。

【同族会社の留保金課税】

この制度は、同族会社が利益を配当せず、社内に留保することにより、配当等の課税を先送りすることを防ぐ目的で、同族会社の一定の留保金額に課税しようとするものです。

I. 適用対象となる同族会社の判定が、下記のように改正され、対象法人が少なくなりました。

(従来)

上位 3 株主グループの持株割合が 50%を超える会社

(改正後)

上位 1 株主グループの持株割合が 50%を超える会社（特定同族会社）

II. 課税対象となる留保金額から差し引く、留保控除額が引き上げられ、課税対象額が減少しました。

III. 「設立後 10 年以内の中小企業者」や「自己資本比率が 50%以下の中小法人」等に対する不適用制度は、平成 18 年 3 月 31 日までに開始する事業年度をもって終了しました。

※ I、II は平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

【所得税・住民税の税率、定率減税】

所得税の税率が 10%~37%から 5%~40%に、住民税の税率が 5%~13%から一律 10%に見直されました。（所得税から住民税へ税源移譲されていますが、総額での税負担は、ほぼ変わりません。）

所得税・住民税の定率減税が廃止されます。

※所得税は平成 19 年分以降、住民税は平成 19 年度分以降適用されます。

【少額減価償却資産の損金算入】

中小企業者等の「取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の損金算入制度」に、総額で年 300 万円以下までと制限が加えられました。

※平成 18 年 4 月 1 日以後に取得等するものから適用されます。

【無申告加算税、不納付加算税】

無申告加算税の税率が一部増加（納付すべき税額が 50 万円を超える部分に対する割合が、15%から 20%に変更）しました。

期限後申告、期限後納付を自主的に行った場合の無申告加算税、不納付加算税について、一定の要件を満たすときは免除されることとなりました。

※平成 19 年 1 月 1 日以後に法定申告期限、法定納期限が到来するものについて適用されます。

【住宅取得資金の贈与】

従来の「住宅取得資金の贈与の特例」は平成 17 年 12 月 31 日までの贈与をもって廃止されましたが、「住宅取得資金に係る相続時精算課税制度」が平成 19 年 12 月 31 日までの贈与と 2 年間延長されました。

【登録免許税】

登録免許税の税率の変更には、下記のようなものがあります。

売買等による土地の移転	・・・H 20.4.1 から 10/1,000→ 20/1,000
土地以外の不動産の移転	・・・H 18.4.1 から 10/1,000→ 20/1,000
贈与等の無償名義による移転	・・・H 18.4.1 から 10/1,000→ 20/1,000
相続・合併等による移転	・・・H 18.4.1 から 2/1,000→ 4/1,000
所有権保存登記	・・・H 18.4.1 から 2/1,000→ 4/1,000

以上、3 回にわたり平成 18 年度税制改正のうち、重要な項目をご紹介します。

疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。